令和８年度版

民有林補助治山事業等の概要

林野庁 森林整備部 治山課

民有林補助治山事業の概要

共通事項

■民有林補助治山事業
都道府県を事業主体とする治山事業（森林法第10条の15第4項第4号に規定）において、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの。

■事業名について
・治山事業（保安施設事業と地すべり防止事業との総称）
森林法（昭和26年法律第249号）第10条の15第４項第４号に規定する治山事業
・保安施設事業
森林法第41条第３項に規定する保安施設事業をいう
・地すべり防止事業
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項の規定に基づき、農林水産大臣が指定した地すべり防止区域（同法第51条第１項第２号に係るものに限る。）内の地すべり防止工事を実施する事業をいう

■各事業メニューにおける事業内容について
次の事業メニューにおいては、以下の施策を実施するものを含む（事業内容の説明文から省略）
○事業メニュー
復旧治山事業、山地災害重点地域総合対策事業、緊急総合治山事業、緊急予防治山事業、流域保全総合治山事業
Ｒ８当初拡充
※Ｒ７補正から措置
○施策
・治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化に係るもの
・効果的・効率的な治山対策の推進に資するICT等新技術や施工性の高い工種・工法の導入を行い当該新技術等の定着又は普及を図るもの
・流域生態系保全に資する工法の定着又は普及を図るもの
・同一全体計画区域内の治山施設の新設と併せて既存施設を長寿命化※して継続使用するためのもの
※当初の耐用年数期間以降も当該施設が将来にわたって機能を発揮する状態にするための措置をいう
○事業メニュー
地すべり防止事業、緊急総合地すべり防止事業
Ｒ８当初拡充
※Ｒ７補正から措置
○施策
・効果的・効率的な地すべり防止対策の推進に資するICT等新技術や施工性の高い工種・工法の導入を行い当該新技術等の定着又は普及を図るもの
・流域生態系保全に資する工法の定着又は普及を図るもの
・同一地すべり防止区域内の地すべり防止施設の新設と併せて既存施設を長寿命化して継続使用するための施策を実施するもの

■採択基準について
・主要公共施設：　学校、官公署、病院、鉄道、道路（道路法第２条第１項に規定するもの並びに林道及び農道をいう。）、港湾等。
・農地　　：　10ha以上のもの又は５ha以上10ha未満のものであって周辺の人家への被害を含めて被害の規模を考慮した場合に、当該被害の規模が10ha以上のものへの被害の規模に相当すると認められるものに限る。（防災林造成により海岸防災林又は防風林の造成を行う場合を除く。）
・ため池　　：　貯水量３万m3以上のものに限る。
・用排水施設　：　関係面積100ha以上のものに限る。
・漁場　　：　受益戸数20以上のものに限る。

民有林補助治山事業の体系

令和７年度当初

- 治山事業費補助
  - 治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助
    - 治山激甚災害対策特別緊急
    - 火山治山激甚災害対策特別緊急
    - 地すべり激甚災害対策特別緊急
  - 山地治山総合対策事業費補助
    - 復旧治山
    - 山地災害重点地域総合対策
    - 緊急総合治山
    - 緊急予防治山
    - 緊急機能強化・老朽化対策
    - 地すべり防止
    - 緊急総合地すべり防止
    - 防災林造成
    - 保安林整備
      - 保安林総合改良
      - 保安林買入
      - 保育
    - 流域保全総合治山

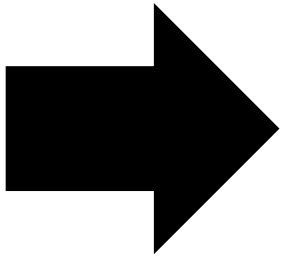

令和８年度当初

- 治山事業費補助
  - 治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助
    - 治山激甚災害対策特別緊急
    - 火山治山激甚災害対策特別緊急
    - 地すべり激甚災害対策特別緊急
  - 山地治山総合対策事業費補助
    - 復旧治山 【拡充】
    - 山地災害重点地域総合対策 【拡充】
    - 緊急総合治山 【拡充】
    - 緊急予防治山 【拡充】
    - 緊急機能強化・老朽化対策 【拡充】
    - 地すべり防止 【拡充】
    - 緊急総合地すべり防止 【拡充】
    - 防災林造成 【拡充】
    - 保安林整備
      - 保安林総合改良 【拡充】
      - 保安林買入
      - 保育
    - 流域保全総合治山 【拡充】

治山激甚災害対策特別緊急事業

■事業内容

激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急治山事業※に引き続き次年度以降おおむね3年度（当該復旧整備に係る保安施設事業の全体工事費がおおむね30億円以上である場合は、おおむね5年度）において実施するものに係る保安施設事業

※災害関連緊急治山等事業実施要領（昭和62年５月20日付け62林野治第1674号林野庁長官通知）第２の１に規定する事業。以下同じ。

【採択基準】

【対象地区の要件】

1　対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、（1）のアからウまでのいずれかに該当する災害（被害を受けた市町村（当該災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる被害を受けた市町村。以下同じ。）の高齢世帯率が全国平均の率の1.5倍以上である場合は、（2）のアからウまでのいずれかに該当する災害）が発生した一連の地区のうち、再度の林地の崩壊、出水等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあって、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な保安施設事業、砂防事業、及び地すべり対策事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上であり、かつ、災害発生の初年度に災害関連緊急治山事業が実施されたもの。

（1）　ア　全壊（流出を含む。以下同じ。）家屋数がおおむね50戸以上であるもの
　　イ　全壊家屋数と再度の崩壊、出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせておおむね50戸以上
　　ウ　浸水家屋戸数が2,000戸以上であるもの
（高齢世帯率が全国平均の率の1.5倍以上の場合）
（2）　ア　全壊家屋数が25戸以上であるもの
　　イ　再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの
　　ウ　浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの

【対象地区における採択基準】

2　１の対象地区において、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものを採択する。

（1）　下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要のあるもの（治山事業のみを施行する場合にあっては、地区内の林地の保全上特に緊急に施工するものを含む。）
（2）　公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
　　ア　人家10戸以上
　　イ　学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工施設等
　　ウ　農地、ため池、用排水施設、農道（関係面積100ha以上）等

【工事規模】

全体事業費の合計額：おおむね10億円以上
（必要な保安施設事業、砂防事業及び地すべり対策事業に係る全体事業費）

【補助率】

内地・北海道・離島5.5/１０
沖縄９/１０
奄美７/１０

【近年における事業実施箇所（例）】

平成30年７月豪雨

令和２年７月豪雨

令和６年能登半島地震・豪雨

火山治山激甚災害対策特別緊急事業

■事業内容

火山活動による激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急治山事業に引き続き次年度以降おおむね5年度において実施するものに係る保安施設事業

【採択基準】

【対象地区の要件】

1　対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、（1）のアからウまでのいずれかに該当する災害（被害を受けた市町村の高齢世帯の率が全国平均の率の1.5倍以上である場合は、（2）のアからウまでのいずれかに該当する災害）が発生した一連の地区のうち、再度の林地の崩壊、出水等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあって、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な治山事業に係る全体事業費がおおむね30億円以上であり、かつ、災害発生の初年度に災害関連緊急治山事業が実施されたもの。

（1）　ア　全壊家屋数がおおむね50戸以上であるもの
　　イ　全壊家屋数と再度の崩壊、出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせおおむね50戸以上
　　ウ　浸水家屋戸数が2,000戸以上であるもの

（高齢世帯率が全国平均の率の1.5倍以上の場合）

（2）　ア　全壊家屋数がおおむね25戸以上であるもの
　　イ　再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの
　　ウ　浸水家屋数が1,000戸以上であるもの

【対象地区における採択基準】

2　１の対象地区において、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものを採択する。

（1）　下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの（地区内の林地の保全上特に緊急に施行するものを含む。）

（2）　公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
　　ア　人家10戸以上
　　イ　学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工施設等
　　ウ　農地、ため池、用排水施設、農道（関係面積100ha以上）等

【工事規模】

全体事業費：おおむね30億円以上
（必要な治山事業に係る全体事業費）

【補助率】

内地・北海道・離島5.5/１０
沖縄９/１０
奄美７/１０

【近年における事業実施箇所（例）】

三宅島の火山災害
（平成12年）

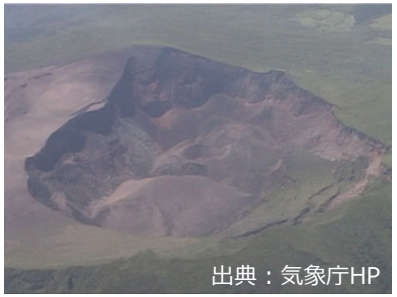

復旧整備のイメージ

地すべり激甚災害対策特別緊急事業

■事業内容

激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急地すべり防止事業※に引き続き次年度以降おおむね３年度（当該復旧整備に係る地すべり防止事業の全体事業費がおおむね３０億円以上となる場合は、おおむね５年度）において実施するものに係る地すべり防止工事に関する事業

※災害関連緊急治山等事業実施要領第２の２に規定する事業。以下同じ。

【採択基準】

【対象地区の要件】

1　対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、（1）のアからウまでのいずれかに該当する災害（被害を受けた市町村の高齢世帯の率が全国平均の率の1.5倍以上である場合は、（2）のアからウまでのいずれかに該当する災害）が発生した一連の地区のうち、再度の地すべり等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあって、再度災害の発生を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な保安施設事業、砂防事業及び地すべり対策事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上であり、かつ、災害発生の初年度に災害関連緊急地すべり防止事業が実施されたもの。

（1）ア　全壊家屋がおおむね50戸以上であるもの
　　イ　再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数がおおむね50戸以上であるもの
　　ウ　浸水家屋数が2,000戸以上であるもの
（高齢世帯率が全国平均の率の1.5倍以上の場合）
（2）ア　全壊家屋数が25戸以上であるもの
　　イ　再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの
　　ウ　浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの

【対象地区における採択基準】

2　１の対象地区において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するものを採択する。

（1）地すべり区域及び上下流域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要のあるもの
（2）多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川（1級又は2級河川）に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの
（3）公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれが認められるもの
　　ア　人家10戸以上
　　イ　学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工業施設等
　　ウ　農地、ため池、用排水施設、農道（関係面積100ha以上）等

【工事規模】

全体事業費の合計額：おおむね10億円以上
（必要な保安施設事業、砂防事業及び地すべり対策事業に係る全体事業費）

【補助率】

内地・北海道・離島5.5/１０、沖縄８/１０、奄美７/１０

【山腹】
内地・北海道・離島１/２、沖縄６/１０、奄美１/２

【近年における事業実施箇所（例）】平成26年台風第11号・12号

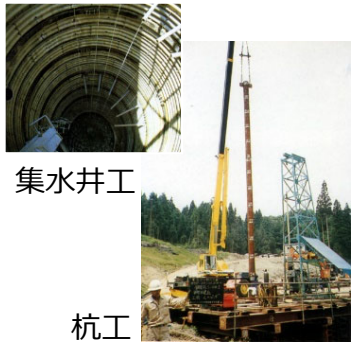

地すべり防止工事の実施

復旧治山事業

Ｒ８当初拡充
※Ｒ７補正から措置

■事業内容

水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備に係る保安施設事業

【採択基準】

山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃渓流、はげ山及び地隙（以下「崩壊地等」という。）の復旧整備を行うものであって、次の１又は２のいずれかに該当するもの

1　次の（1）及び（2）に該当するものであること

（1）崩壊地等が次のアからウまでのいずれかに該当するものであること

ア　荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により現に下流に被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものであって、流域保全上重要なもの

イ　活断層周辺又は沿岸部の山地における崩壊地であって、地震又は津波により著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

ウ　公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの

（2）次のアからウまでのいずれかに該当するものであること

ア　１級河川上流で行うもの

イ　２級河川上流で行うもの

ウ　その他の河川又は地区で行うものであって、崩壊地等が次の（ア）から（エ）までのいずれかに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの
（次の（ア）に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）

（ア）市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。）

（イ）主要公共施設

（ウ）農地、ため池、用排水施設、漁場等

（エ）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

2　前項の（2）のアからウまでに掲げるもののうち、里山等の人家周辺にあって、治山施設の設置と併せて、これら施設と一体的な水土保全効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備（以下「里山等保安林機能強化対策」という。）を行うものであるとともに、次の（1）及び（2）を対象として行うものであること。

（1）崩壊地等の復旧整備等に必要な治山施設の効果区域内に存する保安林であって、立木の過密化による表土の流出その他の水土保全機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるもの

（2）市街地又は集落（人家が10戸以上のもの又は人家が５戸以上10戸未満のものであって周辺の公共施設への被害を含めて被害の規模を考慮した場合に、当該被害の規模が人家10戸以上のものへの被害の規模に相当すると認められるものに限る。）に被害を及ぼすおそれのあるもの

【工事規模】

１施行地箇所の事業費

全体計画：7,000万円以上

（里山等保安林機能強化の場合は8,000万円以上）

（施設の新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する場合は
3,500万円以上（里山等保安林機能強化の場合は4,000万円以上））

※施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減が図られるものに限る

（ICT等新技術を導入する場合は3,500万円以上）

【補助率】

【通常】

内地・北海道・離島１/２、沖縄９/１０、奄美２/３

【火山】

内地・北海道・離島5.5/１０、沖縄９/１０

【事業実施のイメージ】

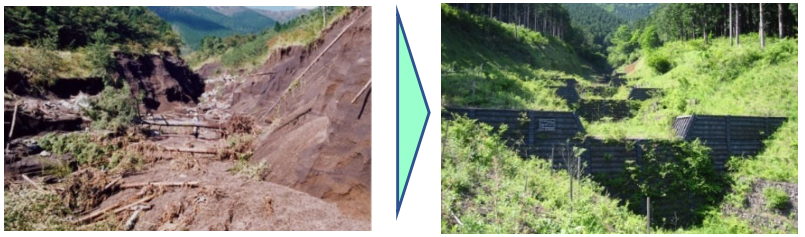

渓流工や山腹工の設置
による復旧整備

↑荒廃渓流の復旧整備

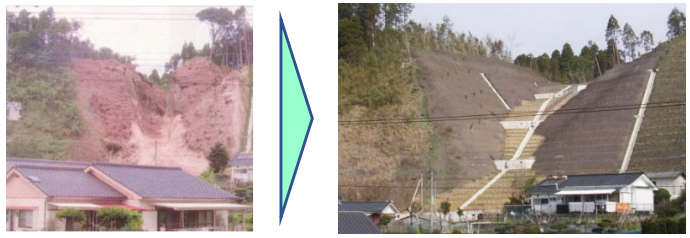

崩壊斜面の復旧整備→

山地災害重点地域総合対策事業

R８当初拡充
※R７補正から措置

■事業内容

山地災害重点地域調査※1及び重点地域総合治山対策※2

※１：山地災害危険地区の密集地において、航空レーザ測量（レーザ測量密度４点/m2以上のものをいう）等のリモートセンシング技術等を活用した調査を実施し、又は既存の計測結果を活用して、崩壊地、渓流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析するとともに、必要に応じて山地災害危険地区の判定及び見直しを行い、工事計画を策定するための調査

※２：山地災害重点地域調査等で策定した計画に基づき行う荒廃山地の復旧整備や荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業（リモートセンシング技術等を活用した調査で策定した計画に基づき行う警戒避難体制の整備を含む）

【採択基準】

山地災害重点地域調査は、次の１又は２のいずれかに該当するものとする。

1　山地災害危険地区の密集地（森林面積100km2当たりの山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）が70地区以上の地域をいう。）で行うもの

2　調査を実施しようとする年度から起算して１年以内に、土砂災害警戒情報若しくは大雨特別警報の対象とされ、又は震度５弱以上の地震を観測した地域であって、山地災害危険地区が一定程度密集する地域（森林面積100km2当たりの山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）が30地区以上の地域をいう。）で行うもの

重点地域総合治山対策は、山地災害危険地区に判定されており（荒廃危険山地等の崩壊等の予防のみを実施する場合は、山腹崩壊危険地区等の危険度判定が「A」と判定されたものに限る。）、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されている地域で行うものであって、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するものとする。

（1）　１級河川上流で行うもの

（2）　２級河川上流で行うもの

（3）　その他の河川又は地区で行うものであって、次のアからエまでのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものを対象として行うもの

ア　市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。）

イ　主要公共施設

ウ　農地、ため池、用排水施設、漁場等

エ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

【工事規模】

全体計画：２億円以上

（施設の新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する場合※にあっては、全体計画１億円以上、山地災害重点地域調査を２に規定する基準で行ったものに基づき実施する場合にあたっては、全体計画5,000万円以上）

※施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減が図られるものに限る

【補助率】

【通常】

内地・北海道・離島１/２、沖縄９/１０、奄美２/３

【火山】

内地・北海道・離島5.5/１０、沖縄９/１０

【事業実施のイメージ】

山地災害重点地域調査

航空レーザ測量等の実施

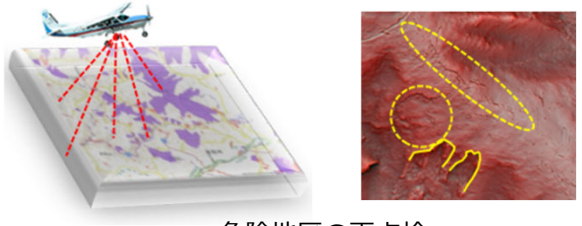

危険地区の再点検

工事計画の策定

＋

重点地域総合治山対策

予防・復旧対策の一体的な実施

緊急総合治山事業

Ｒ８当初拡充
※Ｒ７補正から措置

■事業内容

災害関連緊急治山事業又は治山施設災害復旧事業※の着手地区及びその周辺地区において、同事業に引き続きおおむね３年度以内（当該市町村及び隣接する１市町村における災害関連緊急治山事業及び治山施設災害復旧事業採択地区の事業費総額が３億円以上で、かつ、採択地区数が３以上の場合は、おおむね５年度以内）に、一定の計画に基づき行う荒廃山地の復旧整備及び荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業（国有林野内直轄治山災害関連緊急事業又は国有林野内直轄治山施設災害復旧事業の着手地区の周辺地区において行うものを含む。）

※公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第２項に規定する災害復旧事業のうち、同法第３条第４号に掲げる林地荒廃防止施設に関する災害の災害復旧事業に限る。以下同じ。

【採択基準】

災害関連緊急治山事業又は治山施設災害復旧事業の着手地区（一部完工以降に限る。）及びその周辺地区並びに国有林野内直轄治山災害関連緊急事業又は国有林野内直轄治山施設災害復旧事業の着手地区の周辺地区において、これらの事業に引き続いて実施するもの。

ただし、当該災害関連緊急治山事業を災関実施要領第３の１の（1）の採択基準により採択した場合は、同要領第３の１の（2）の採択基準に該当するものに限り、当該国有林野内直轄治山災害関連緊急事業を直轄治山等災害関連緊急事業実施要領第３の３の（1）の採択基準により採択した場合は、同要領第３の３の（2）の採択基準に該当するものに限る。

(参考：災害関連緊急治山事業の採択基準（抜粋））

当該風水害、なだれ等により発生し、又は拡大した荒廃山地で、次期降雨等による荒廃の拡大若しくは土砂・土石、流木により被害を与えるおそれがあると認められるもののうち、次の各号の一に該当するもの

(1)　重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行するもの
(2)　公共の利害に密接な関係を有し、民政安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの
　ア　鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚法第２条第１項の規定により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）、利用区域面積500ha以上の林道及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの
　イ　官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えるものと認められるもの
　ウ　農地、農道（関係面積10ha以上のもの）、ため池（貯水量３万m3以上のもの）又は用排水施設（関係面積100ha以上のもの）のいずれかに直接被害を与えると認められるもの（なだれに係るものを除く）
　エ　人家10戸以上に被害を与えると認められるもの（人家10戸未満であって当該地域に存する市町村道の被害を含め考慮し、それが人家10戸以上の被害に相当すると認められるものを含む）

【工事規模】

年度計画　山腹：　800万円以上
　　渓流：1,500万円以上
全体計画　山腹：2,500万円以上
　　渓流：4,500万円以上

（施設の新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する場合は左記の1/2）
※施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減が図られるものに限る

【補助率】

【通常】
内地・北海道・離島１/２、沖縄９/１０、奄美２/３
【火山】
内地・北海道・離島5.5/１０、沖縄９/１０

【事業実施のイメージ】

災害復旧等事業と一体的な荒廃地の整備が可能

（災関事業の場合）

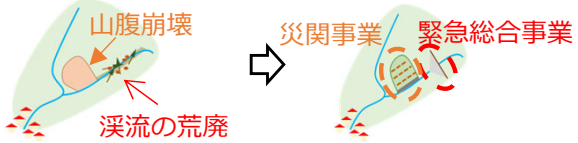

（施設災事業の場合）

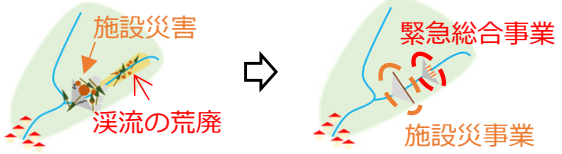

治山施設の設置により、
荒廃山地の復旧整備及び再度の崩壊等を予防

緊急予防治山事業

R８当初拡充
※R７補正から措置

■事業内容

地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業（南海トラフ地震等が発生した場合に山地災害及び津波の発生が懸念されると認められる地域において行う避難経路としての機能を持つ歩道等施設の整備（津波避難機能施設の整備）を含む。）

【採択基準】

地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防を行うものであって、次の１に該当するもの。（ただし、里山等保安林機能強化対策については、次の１から３までの全ての条件を満たすものとする。）

1　次の（1）または（2）のいずれかを対象して行うものであること。

（1）山地災害危険地区に判定されており（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるもの又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路に被害を及ぼすおそれのあるものに限る。ただし、前記の計画において避難経路等に指定されている道路のうち、津波避難路に指定されている道路に被害を及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区の危険度が「A」又は「B」と判定されたものも対象とする。）、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているもの

（2）山地災害危険地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地又は２以上の山地災害危険地区（山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地

2　治山施設の効果区域内に存する保安林であって、立木の過密化による表土の流出その他の水土保全機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるものを対象として行うものであること。

3　市街地又は集落（人家が10戸以上のもの又は人家が５戸以上10戸未満のものであって周辺の公共施設への被害を含めて被害の規模を考慮した場合に当該被害の規模が人家10戸以上のものへの被害の規模に相当すると認められるものに限る。）を対象として行うものであること。

【工事規模】

１施行箇所の事業費（括弧内は里山等保安林機能強化を実施する場合）

（年度計画タイプ）

ア　年度計画　山腹：　800万円以上（1,000万円以上）
　　渓流：1,500万円以上（1,700万円以上）

（全体計画タイプ）

イ　全体計画　山腹：2,500万円以上（3,000万円以上）
　　渓流：4,500万円以上（5,000万円以上）

（施設の新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する場合は上記の1/2）
※施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減が図られるものに限る

【補助率】

【通常】内地・北海道・離島１/２、沖縄９/１０、奄美２/３
【火山】内地・北海道・離島5.5/１０、沖縄９/１０

【事業実施のイメージ】

治山施設の設置により、山地災害からの被害を未然に防止

津波避難路を保全する治山対策

緊急機能強化・老朽化対策事業

Ｒ８当初拡充
※Ｒ７補正から措置

■事業内容

既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために緊急的に行う機能強化対策及び老朽化対策（施工性の高い工種・工法の導入を行い当該工種・工法の定着又は普及を図るもの及び激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために緊急的に行う既存施設等の点検診断・調査を含む。）

【採択基準】

次の１から３までの全ての条件を満たすものとする。ただし、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、１、２及び４の条件を満たすものとし、既存施設等の点検診断・調査のみを実施する場合にあっては、４から６までの全ての条件を満たすものとする。

1　個別施設計画が策定されている治山施設であること

2　山地災害危険地区に判定されており、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの

（1）危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるもの又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路に被害を及ぼすおそれのあるもの

（2）激甚災害法※に基づき指定された激甚災害に対して行う災害関連緊急治山事業又は災害関連緊急地すべり防止事業若しくは治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域であるもの

3　全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。）

4　年度計画の工事規模が200万円以上のもの

5　激甚災害法※に基づき指定された激甚災害により被災した地域で実施するもの

6　個別施設計画の策定又は見直しを行うもの

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

【工事規模】

全体計画：1,500万円以上
（老朽化対策のみ及び既存施設等の点検診断調査のみの実施→年度計画：200万円以上）

【補助率】

【通常】
内地・北海道・離島１/２、沖縄９/１０、奄美２/３

【火山】
内地・北海道・離島5.5/１０、沖縄９/１０

【事業実施のイメージ】

上流の荒廃渓流

（激甚災害により被災した地域においては、緊急点検のみも対象）

流木捕捉機能の付加

老朽化した施設を補修するとともに、嵩上げ、流木捕捉機能の付加により機能強化

地すべり防止事業

Ｒ８当初拡充
※Ｒ７補正から措置

■事業内容

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が指定した地すべり防止区域（同法第51条第1項第2号に係るものに限る。）内の地すべり防止工事を実施する事業

【採択基準】

地すべり防止区域内の地すべりで、現に下流に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し民生安定上放置し難いもので、次の１から３までのいずれかに該当するもの。

1　1級河川上流で行うもの
2　2級河川上流で行うもの
3　その他の河川又は地区で行うものであって、次の（1）から（4）までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれのあるもの（次の（1）に被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれのあるものついては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）

（1）市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。特定流域治山対策（山地治山タイプに限る。）を実施する場合を除き、以下同じ。）
（2）主要公共施設
（3）農地、ため池、用排水施設等
（4）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

【工事規模】

１施行箇所の事業費
全体計画：1億円以上
（施設の新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する場合※は5,000万円以上、ICT等新技術を導入する場合は3,500万円以上）
※施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減が図られるものに限る

【補助率】

内地・北海道・離島１/２、沖縄８/１０、奄美２/３

【山腹】
内地・北海道・離島１/２、沖縄６/１０、奄美１/２

【事業実施のイメージ】 地すべり発生の原因となる地下水を排除し、必要に応じて地すべりを直接抑制する対策を実施

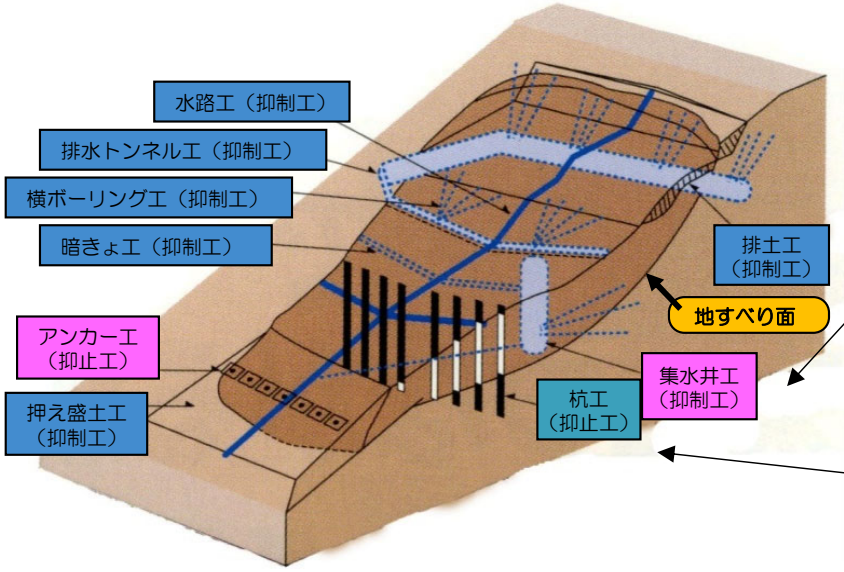

集水井工

杭工

緊急総合地すべり防止事業

Ｒ８当初拡充
※Ｒ７補正から措置

■事業内容

災害関連緊急地すべり防止事業又は治山施設災害復旧事業※１の着手地区及びその周辺地区において、同事業に引き続きおおむね３年度以内（当該市町村及び隣接する１市町村における災害関連緊急地すべり防止事業及び治山施設災害復旧事業採択地区の事業費総額が３億円以上で、かつ、採択地区における工事箇所数が３以上の場合※２は、おおむね５年度以内）に、一定の計画に基づき地すべり防止工事を実施する事業

※１：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第２項に規定する災害復旧事業のうち、同法第３条第５号に掲げる地すべり防止施設（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）51条第１項第２号に係る地すべり防止区域内の施設に限る。）に関する災害の災害復旧事業に限る。以下同じ。

※２：箇所は地すべりブロック単位を基本とする。

【採択基準】

災害関連緊急地すべり防止事業又は治山施設災害復旧事業の着手地区（一部完工以降に限る。）及びその周辺地区において、同事業に引き続いて実施するもの 。

ただし、当該災害関連緊急地すべり防止事業を災関実施要領第３の２の（1）の採択基準により採択した場合は、同要領第３の２の（2）の採択基準に該当するものに限る。

（参考：災害関連緊急地すべり防止事業の採択基準（抜粋））

都道府県知事が管理を行う地すべり防止区域内において、当該地すべり等により発生し、又は拡大した地すべり地で、時期降雨、地下水等による地すべりの拡大又は土砂・土石、流木の流出により被害を与えるおそれがあると認められるもののうち、次の各号の一に該当するもの

① 重要な災害復旧工事の施行に特に先行して施行する必要のあるもの

② 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの

ア 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流の１級河川又は２級河川に被害を与えると認められるもの

イ 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚法第２条第１項の規定により指定された災害に限り、迂回路があるものも含む。）、利用区域500ha以上の林道、及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの

ウ 官公署、学校、病院等の公共建設物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの

エ 農地、農道（関係面積10ha以上のもの）、ため池（貯水３万m3以上のもの）又は用排水施設（関係面積100ha以上のもの）のいずれかに直接被害を与えると認められるもの

オ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの（人家10戸未満であって当該地域に存する市町村道の被害を含め考慮し、それが人家10戸以上の被害に相当すると認められるものを含む。）

【工事規模】

年度計画	山腹：　800万円以上 渓流：1,500万円以上	（施設の新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する場合は左記の1/2） ※施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減が図られるものに限る
全体計画	山腹：2,500万円以上 渓流：4,500万円以上	

【補助率】

内地・北海道・離島１/２、沖縄８/１０、奄美２/３

【山腹】

内地・北海道・離島１/２、沖縄６/１０、奄美１/２

【事業実施のイメージ】

災害復旧等事業と一体的な荒廃地の整備が可能

（災関事業の場合）

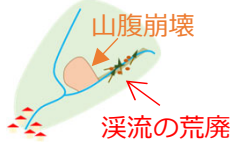

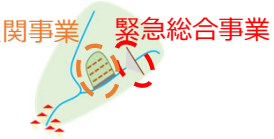

（施設災事業の場合）

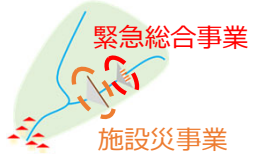

地すべりの再発を防止

発災直後

整備後

防災林造成事業

Ｒ８当初拡充
※一部、Ｒ７補正から措置

■事業内容

風倒木、山火事、強風、高潮・津波、風浪、なだれ等による被害の防備のためのなだれ防止林、土砂流出防止林、海岸防災林、防風林の造成及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備に係る保安施設事業（治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の強化に係るもの、低コスト工法、施工性の高い工種・工法や流域生態系保全に資する新工法等の定着・普及を図り効果的・効率的な治山対策の推進に資するもの、なだれ防止林の造成にあっては同一計画区域内の治山施設の新設と併せて既存施設を長寿命化して継続使用するための施策を実施するもの、海岸防災林の機能強化にあっては津波・高潮等潮害の防備のため防潮堤等既存施設の嵩上げや生育基盤盛土の機能発現対策等を単独で実施するもの、津波対策として生育基盤の地盤高を確保したうえで造成と保育管理を一体で実施するもの又は土砂流出防止林の造成にあっては森林が焼失した地域において森林造成等と一体的に山地の崩壊の予防等のために治山施設を新設するものを含む。）

【採択基準】

防災林造成は、保安林の機能を維持強化するため、森林の造成等を行う事業で、次の４つに区分される。

①なだれ防止林

積雪・豪雪地帯で発生するなだれの被害を防止するため、森林の造成及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備に係る保安施設事業であって、次の１から４までのいずれかに被害を及ぼすおそれがあるもの

1　市街地又は集落
2　主要公共施設
3　農地、ため池、用排水施設等
4　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

②土砂流出防止林

風倒木、山火事等が発生し機能が失われた森林及びその周辺の機能の低位な森林からの土砂の崩壊・流出を防止するため、森林の造成及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備に係る保安施設事業であって、次の１から４までのいずれかに被害を及ぼすおそれがあるもの
（ただし、森林が焼失した地域において森林造成等と一体的に山地の崩壊の予防等のために治山施設を新設する場合については、山地災害危険地区で行うものに限り、火山山麓部において泥流等を下流に安全に誘導するための土塁工の設置や泥流等の流出抑制を図る森林の造成等を実施する場合については１又は２に被害を及ぼすおそれのあるものに限る）

1　市街地又は集落
2　主要公共施設
3　農地、ため池、用排水施設等
4　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

③海岸防災林

沿岸部における飛砂、強風、風浪、高潮及び津波等の被害の防止または軽減のため、森林の造成及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備に係る保安施設事業であって、次の１から４までのいずれかに被害を及ぼすおそれがあるもの
（ただし、津波対策として、生育基盤の地盤高を確保した上で造成と保育管理を一体で実施するもの（以下「津波対策強化タイプ」という。）については、次の１から４の条件が、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項の規定に基づく津波浸水想定に定める浸水の区域で行うものを対象とし、保育管理については、「海岸防災林の保育管理のためのガイドライン（令和２年３月林野庁策定）」に基づくものを対象とする。）

1　市街地又は集落
2　主要公共施設
3　農地（林帯延長100mにつき後方２ha以上のものに限る）、ため池、用排水施設等
4　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

④防風林

強風による被害を防止するため、森林の造成及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備に係る保安施設事業であって、次の１から４までのいずれかに被害を及ぼすおそれがあるもの

1　市街地又は集落
2　主要公共施設
3　農地（造成面積の10倍以上のものに限る）、ため池、用排水施設等
4　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

【工事規模】

（1）　１施行箇所の事業費（全区分共通）
年度計画：500万円以上（海岸防災林の機能強化を単独で図る場合にあっては1,000万円以上）
（2）　なだれ防止林のうち、対策箇所周辺の危険地における詳細調査を併せて実施する場合は全体計画1,500万円以上
（ただし、対策工事に係る１施行箇所の事業費は500万円以上）
（3）　土砂流出防止林のうち、森林が焼失した地域における森林土壌調査を併せて実施する場合は全体計画1,500万円以上
（ただし、対策工事に係る１施行箇所の事業費は500万円以上）
（4）　海岸防災林のうち、津波対策強化タイプの場合は全体計画4,500万円以上
（施設の新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する場合は上記の1/2）※施設の新設のみの計画と比較してコスト縮減が図られるものに限る

【補助率】

内地・北海道・離島１/２
沖縄８/１０、奄美６/１０

【事業実施のイメージ】

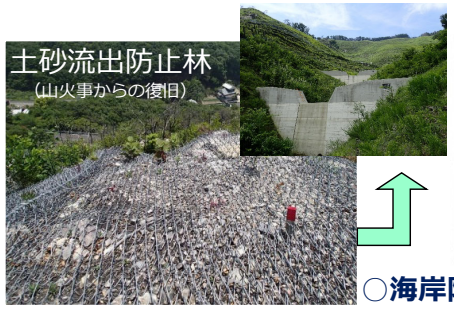

（全体計画タイプ）

◀対策箇所周辺の危険地における詳細調査と併せて実施するなだれ対策

○海岸防災林（津波対策強化タイプ）（全体計画タイプ）

▼造成作業に加え、保育管理作業についても一律同補助率（1/2等）で支援

生育基盤造成（高盛土）

排水処理工

植栽（改植）

抵抗性マツへの改植

下刈

本数調整伐

保安林整備事業（保安林総合改良事業）

Ｒ８当初拡充

■事業内容

森林法第25条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林の改良整備及び複層林への誘導・造成に係る保安施設事業

【採択基準】

（通常タイプ）

次の１又は２のいずれかに該当するもの

1　林床植生が消滅し、水源涵養機能の低下した保安林であって、表土の流出により濁水を発生させ、又は発生させるおそれがあり、複層林への誘導・造成に係る一連の事業を計画的に行う必要がある箇所

2　立木の過密化による表土の流出その他の水土保全機能の低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがある保安林であって、次の(1)から(5)までのいずれかの条件を満たすもの

（1）　一、二級河川上流で行うもの

（2）　市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

（3）　主要公共施設の保護

（4）　農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護

（5）　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

（予防保全タイプ）

山地災害等発生時におけるリスク軽減や林内環境の維持改良のため、危険木、劣性木、老齢木及び渓流漂着木の事前伐採・除去等を実施するものについては、次の１から３のいずれかに該当するもの

1　既往の治山事業施行地に係るもの

2　山地災害危険地区の危険度が「A」と判定された地区に係るもの

3　津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第８条第１項の規定に基づく津波浸水想定に定める浸水の区域に係るもの

【工事規模】

１施行箇所の事業費
年度計画：200万円以上

【補助率】

内地・北海道・離島１/２
沖縄１/２、奄美１/２

【事業実施のイメージ】

（通常タイプ）

保安林改良による機能の回復

▲悪化した森林

▼改植

複層林の育成

▲スギと広葉樹の混交林

▼ヒノキの二段林

（予防保全タイプ）

危険木の事前伐採・除去

▲人家・道路等の近接地

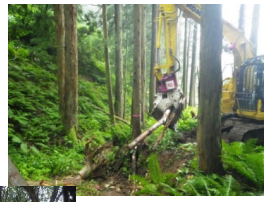

▲渓流沿いの流木対策

▲海岸防災林内の避難路等の予防保全対策

保安林整備事業（保安林買入事業及び保育事業）

■**事業内容**

保安林買入：森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林又は同項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれか及び第10号に掲げる目的を併せて達成するための保安林の買入に係る保安施設事業

保　　育：治山事業施行地の森林等の機能が低位な保安林の保育に係る保安林施設事業

【採択基準】

【保安林買入事業】

次の１の（1）から（3）までの全ての条件を満たすものであって、２の（1）又は（2）の条件のいずれかに適合するもの。

1 （1） 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する保安林又はこれらのいずれかの目的と第10号の目的を兼ねて指定されている保安林及びその付帯地

（2） 買入補助対象を含む一円の保安林の指定面積が50ha以上の規模を有しているもの

（3） 現に周辺に開発が及ぶ等滅失の危険に直面し、その適正な維持（造成を含む。）のため、買い入れる以外に手段がないと認められる私有のもの

2 （1） 生活環境の保全等に資するもの

人口ちゅう密な市街地、集落地に近接しているか、又は工場地域等と人口ちゅう密地域との間に介在する森林で、次のア又はイのいずれかの要件に該当するもの

ア　国土保全等の機能を特に発揮している10ha以上のまとまりを有する箇所

イ　生活環境の保全、形成等の目的を達成するため、林相改良等の機能強化事業を3ha以上の区域にわたり実施する必要がある箇所

（2） 保健休養の場等に資するもの

人口の多い都市から近距離に位置し、国土保全等の機能を特に発揮しており適正な維持管理を必要とするもので、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア　林相、景観が特に優れているか、又は湖沼、渓流等の固有の景観が一体となっており、特にその保存が要請される10ha以上のまとまりを有する箇所

イ　入り込み利用者が年間10万人以上あり、特に公的管理を必要とする区域が10ha以上のまとまりを有する箇所

ウ　保健休養等の目的を達成するため林相改良等の機能強化事業を3ha以上の区域にわたり実施する必要がある箇所

【保育事業】

次の１から３までのいずれかに該当するもの。

1　既往の治山事業施行地であって保育を必要とする箇所

2　治山施設の効果区域内に存する機能が低位な保安林（人工林を含む。）であって、既存の治山施設と一体的な保育を必要とする箇所

3　水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下した特定保安林であって、表土の流出による濁水・崩壊を発生させ、又は濁水・崩壊を発生させるおそれがあり、次の（1）及び（2）の条件を満たすもの

（1） 特定保安林の対象面積がおおむね50ha以上のもの

（2） 治山事業による保育を必要とする面積がおおむね５ha以上のもの

【工事規模】

【保育事業】

１施行箇所の事業費

年度計画：50万円以上

【補助率】

内地・北海道・離島１/３

沖縄１/３

奄美１/３

【事業実施のイメージ】

○保安林買入

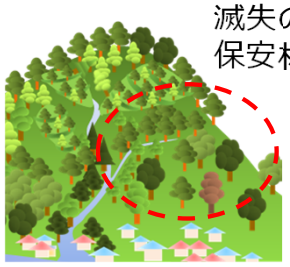

滅失の危機にある保安林(私有林)

国 → 補助

都道府県

買入

保安林を買入し、森林の公益的機能を維持

○保育

機能が低位な保安林を保育し、森林の水源涵養機能や土砂流出防止機能を回復

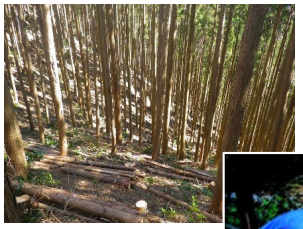

本数調整伐

下刈り

流域保全総合治山事業

Ｒ８当初拡充

■事業内容

流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、筋工・柵工などの簡易な土木構造物の設置及びこれらと組み合わせた保安林整備の実施等による森林の浸透・保水機能の向上や流木に起因する災害の未然防止等にかかる保安施設事業及び施設配置等の高度化に資する詳細調査・効果検証を実施するもの

【採択基準】

流域保全上重要な水系の上流域に存する保安林において、筋工・柵工などの簡易な土木的工法と組み合わせた保安林整備を実施するものであって、次の１から３までのいずれかに該当し、４から７の全ての条件を満たすもの

ただし、３により実施する場合にあっては、５の条件を必要としない

1　天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃地において、森林土壌の流出防止対策を行うもの
2　手入れ不足や病虫獣害被害などにより保水機能が低下した森林において、保水機能の維持・向上を図るための対策を行うもの
3　砂防事業と連携した流木対策を実施するもの（ただし、各都道府県に設置されている砂防治山連絡調整会議で調整された連携箇所に限る。）
4　一、二級河川上流で行うもの（当該事業区域が、各水系で策定されている「流域治水プロジェクト」事業計画区域に含まれていること。）
5　保安林整備面積が一級河川上流にあってはおおむね30ha（20ha）以上、二級河川上流にあってはおおむね15ha（10ha）以上、離島、奄美群島及び沖縄県にあってはおおむね7.5ha（5ha）以上のもの（括弧書きは木材利用工種を筋工・柵工以外に１工種以上実施し、かつ、当該木材利用工種に係る歩掛検証を行う場合又は施工事例の作成を行う場合のもの）
6　全体計画の事業規模が3,000万円以上のもの（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては、1,500万円以上のもの）
7　筋工・柵工に関する設置計画・方針について事前審査の承認を受けたもの

【工事規模】

○１施行地箇所の事業費
全体計画：3,000万円以上※
（※施行箇所が国有林野と隣接するなどにより連携する場合は、合算で金額要件を満たすことも可）

【補助率】

【通常】
内地・北海道・離島１/２、
沖縄９/１０、奄美２/３
【火山】
内地・北海道・離島5.5/１０、
沖縄９/１０

【事業実施のイメージ】

筋工・柵工の面的配置による雨水の浸透・保水機能の向上対策の実施

流木捕捉式治山ダムの設置による流木災害の未然防止対策の実施

木材利用工種の活用

流木防止総合対策（各事業共通で実施可能な対策）

Ｒ８当初拡充

■対策内容

治山施設の設置等と併せ、流木発生源の調査や流木の発生原因となる渓流等に堆積する危険木の除去、脆弱な渓畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするもの

（本体事業の採択基準を満たした上で、）次の条件を満たすもの。

1　次の（1）又は（2）のいずれかの治山事業施行地であって、流木に起因する災害により現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるもの。
（1）治山等激甚災害対策特別緊急事業（治山激甚災害対策特別緊急事業、火山治山激甚災害対策特別緊急事業、地すべり激甚災害対策特別緊急事業）
（2）山地治山総合対策事業（復旧治山、山地災害重点地域総合対策、緊急総合治山、緊急予防治山、緊急機能強化・老朽化対策、地すべり防止、緊急総合地すべり防止、防災林造成、保安林整備、流域保全総合治山）

2　次の（1）から（9）までのうち、今後の降雨等により、流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、（8）の措置を実施する場合にあっては（1）から（7）までのいずれかの措置と併せて実施するもの、（9）の措置を実施する場合にあっては（1）から（3）までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。
（1）治山施設の設置
（2）荒廃森林の整備
（3）既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化
（4）流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備
（5）渓流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等
（6）荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化のための措置等
（7）流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理
（8）レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、渓流荒廃地、崩壊のおそれのある箇所又はこれらの上流域の森林を分析し、工事計画を策定するための調査
（9）流木対策に係る新たな工法・技術の開発・実証及び技術的課題の検証

【工事規模】

各事業の採択基準による。

※上記対策は農山漁村地域整備交付金における森林基盤整備事業（治山事業のうち、予防治山、緊急防災減災対策総合治山、機能強化・老朽化対策、林地荒廃防止）においても実施可能

【事業実施のイメージ】

流木捕捉機能を有したスリットダムの設置

既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化

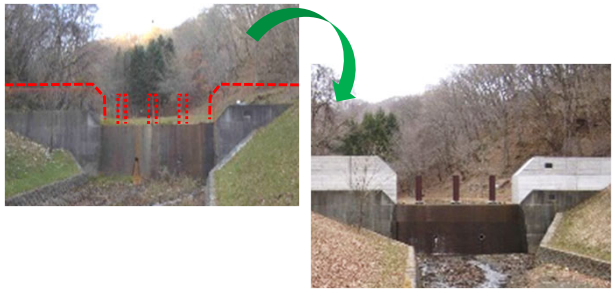

流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理

火山噴火緊急減災対策（各事業共通で実施可能な対策）

■対策内容

火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林整備等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置を計画的に実施するもの

（本体事業の採択基準を満たした上で、）次の１及び２の条件を満たすもの。

1 山地治山総合対策事業（地すべり防止事業及び緊急総合地すべり防止事業を除く。）の施行地であって、降灰等を原因として発生する火山泥流等により現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるもの。

2 次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの。

(1) 降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定
(2) 治山施設設置予定箇所と同一渓流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置
(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置
(4) 治山施設の設置
(5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等

ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置（噴火警戒レベルが過去３年度内に２以上であった火山地域については、治山施設の機能強化対策や老朽化対策を含む。）より前の異なる年度においても(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。

【工事規模】

各事業の採択基準による。

※上記対策は農山漁村地域整備交付金における森林基盤整備事業（治山事業のうち、予防治山、緊急防災減災対策総合治山、機能強化・老朽化対策、林地荒廃防止）においても実施可能

【事業実施のイメージ】

新潟県焼山
噴火の様子（昭和49年）

治山ダム群の整備

土石流センサーの整備

激甚災害緊急減災対策（各事業共通で実施可能な対策）

■対策内容

激甚な災害が発生した地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置を計画的に実施するもの

（本体事業の採択基準を満たした上で、）次の１及び２の条件を満たすもの。

1 治山等激甚災害対策特別緊急事業又は山地治山総合対策事業の施行地であって、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等により現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるもの。

2 激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するため、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施するもの。
(1) 崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査
(2) 既存治山施設の排土や渓流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置
(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置

【工事規模】

各事業の採択基準による。

※上記対策は農山漁村地域整備交付金における森林基盤整備事業（治山事業のうち、予防治山、機能強化・老朽化対策、林地荒廃防止）においても実施可能

【事業実施のイメージ】

渓流内の不安定土砂等の除去

渓流危険木の伐採・除去

特定流域総合治山対策（各事業共通で実施可能な対策）

R８当初拡充

■対策内容

（山地治山タイプ）

水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防であって、周囲の国有林野内で森林管理局長が実施する荒廃山地の復旧整備等と一体的かつ計画的におおむね５年以内で実施するものに係る保安施設事業（地方公共団体、森林管理局・森林管理署、森林組合、森林組合連合会、林業団体、試験研究機関等の関係者が参画する「地域協議会」（以下「協議会」という。）において策定された保安林を含む地域一体で実施する森林保全の全体像を示す計画（以下「協議会計画」という。）に基づいて保安施設事業を実施する場合にあっては、計画期間中の土砂流出等の被害状況のモニタリングや技術開発・実証を含む。以下、（防災林造成タイプ）及び（保安林整備タイプ）において同じ）

（防災林造成タイプ）

①なだれの危険防止のための森林の造成、②土砂の流出又は崩壊の防備のための森林の造成及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備、③海岸における飛砂、潮害、風害又は霧害の防備のための森林の造成、④風害又は霧害の防備のための森林の造成、であって、周囲の国有林野内で森林管理局長が実施するなだれの危険防止のための森林の造成等と一体的かつ計画的に実施するものに係る保安施設事業

（保安林整備タイプ）

森林法第25条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林及び治山事業施行地の森林の改良整備であって、周囲の国有林野内で森林管理局長が実施する保安林等の森林の改良整備と一体的かつ計画的に実施するものに係る保安施設事業

（山地治山タイプ）

次の１及び２の条件を満たし、かつ、３から５までのいずれかの条件を満たすもの。

1 森林面積がおおむね100ha以上であり、かつ、当該森林のおおむね30%以上が森林法第25条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）である地域で実施するもの

2 国有林野を含む一円の荒廃山地又は荒廃危険地における事業の規模が２億円以上のもの

3 １級河川上流で行うもの

4 ２級河川上流で行うもの

5 その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの

(1) 市街地又は集落（人家30戸以上のものに限る。）、(2) 主要公共施設、(3) 農地、ため池、用排水施設、漁場等

（防災林造成タイプ）

次の１から４までのいずれかの条件を満たすもの。

1 過去になだれが発生したか、又は発生するおそれのある箇所で、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所

2 風倒木、山火事等が発生し機能が失われた森林で、土砂の流出により下流に被害を及ぼすおそれがあり、公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の(1)から(3)までのいずれかに被害を及ぼすおそれがあるもの

(1) 市街地又は集落（人家10戸以上）、(2) 主要公共施設、(3) 農地、ため池、用排水施設等

3 海岸防災林延長100mにつき後方２ha以上の農地又はこれと同等以上の重要性のある保全対象のある箇所（ただし、津波対策強化タイプの場合は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第８条第１項の規定に基づく津波浸水想定に定める浸水の区域で行うものを対象とし、保育管理のうち下刈、追肥については同一年度に同一工区において、他の保育管理と併せて実施するものを対象とし、保育管理については、「海岸防災林の保育管理のためのガイドライン（令和２年３月林野庁策定）」に基づくものを対象とする。）

4 防風林造成面積の10倍以上の保全対象を有する箇所

（保安林整備タイプ）

次の１から３までのいずれかの条件を満たすもの。

1 既往の治山工事施行地であって、森林所有者等の責に帰しえない原因のために、現況が著しく悪化し、施設目的が果たしえられない箇所及び工事施行地以外の保安林で、前記の原因のため破壊され、所期の林況に復旧せしめる必要のある箇所

2 林床植生が消滅し、水源涵養機能の低下した保安林であって、表土の流出により濁水を発生させ、又は濁水を発生させるおそれがあり、複層林の造成を行う必要がある箇所

3 立木の過密化による表土の流出その他の水土保全機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがある保安林であって、次の(1)から(3)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの

(1) 市街地又は集落、(2) 主要公共施設、(3) 農地、ため池、用排水施設等

※工事規模：各事業の採択基準による。

※協議会において策定された協議会計画に基づいて実施する場合にあっては、当該計画に基づく保安施設事業が上記の条件を満たすもの

農山漁村地域整備交付金事業

農山漁村地域整備交付金の体系

令和８年度当初

農山漁村地域整備交付金		
	森林基盤整備事業（治山事業）	
		予防治山 【拡充】
		緊急防災減災対策総合治山 【拡充】
		機能強化・老朽化対策
		森林土木効率化等技術開発
		林地荒廃防止 【拡充】
		共生保安林整備
		保安林管理道整備
	水産基盤整備事業（漁場保全の森づくり事業）	

共通事項

■採択基準について

・主要公共施設：　学校、官公署、病院、鉄道、道路（道路法第２条第１項に規定するもの並びに林道及び農道をいう。）、港湾等。
・農地　　：　10ha以上のもの又は５ha以上10ha未満のものであって周辺の人家への被害を含めて被害の規模を考慮した場合に、当該被害の規模が10ha以上のものへの被害の規模に相当すると認められるものに限る。（防災林造成により海岸防災林又は防風林の造成を行う場合を除く。）
・ため池　　：　貯水量３万m3以上のものに限る。
・用排水施設　：　関係面積100ha以上のものに限る。
・漁場　　：　受益戸数20以上のものに限る。
・保安林　　：　保安林の指定が確実なものを含む。
　ア　森林法第25条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林
　イ　森林法第25条第１項第10号又は第11号に掲げる目的を達成するための保安林

・自然公園　　：　自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園
・自然環境保全地域　：　自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する自然環境保全地域
・都道府県自然環境保全地域：　自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する都道府県自然環境保全地域
・原生自然環境保全地域　：　自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域
・史跡名勝天然記念物　：　文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡名勝天然記念物（場所を特定できるものに限る。）

共通事項

■各事業メニューにおける事業内容（付帯的対策）について

①　治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化及び老朽化対策
【対象事業】予防治山事業、緊急防災減災対策総合治山事業、※林地荒廃防止事業　※老朽化対策のみ

②　流木防止総合対策（治山施設の設置等と併せ、流木発生源の調査や流木の発生原因となる渓流等に堆積する危険木の除去、脆弱な渓畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするもの）
【対象事業】予防治山事業、緊急防災減災対策総合治山事業、機能強化・老朽化対策事業、林地荒廃防止事業　**Ｒ８当初拡充**

③　里山等保安林機能強化対策（里山等の人家周辺にあって、治山施設の設置と併せて実施するこれら施設と一体的な水土保全効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備）
【対象事業】予防治山事業、機能強化・老朽化対策事業、林地荒廃防止事業

④　火山噴火緊急減災対策（火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林整備等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置）
【対象事業】予防治山事業、緊急防災減災対策総合治山事業、機能強化・老朽化対策事業、林地荒廃防止事業

⑤　激甚災害緊急減災対策（激甚な災害が発生した地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置）
【対象事業】予防治山事業、機能強化・老朽化対策事業、林地荒廃防止事業

⑥　津波避難機能施設の整備（南海トラフ地震等が発生した場合に山地災害及び津波の発生が懸念される地域において、既存治山施設に対して、避難経路としての機能を持つ歩道等施設の整備）
【対象事業】予防治山事業、緊急防災減災対策総合治山事業、林地荒廃防止事業

※①～⑤の対策については別途要件設定有り。

※⑥について、南海トラフ地震特別措置法第12条又は日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施されるものにあっては補助率が2／3へ嵩上げされる。

予防治山事業

Ｒ８当初拡充

■事業内容

地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防、山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の判定及び見直し（見直しを実施しようとする年度から起算して１年以内に、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、大雨警報のいずれかの対象とされ、又は震度５弱以上の地震を観測した地域においては、山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の範囲外であっても見直しの対象として含む。）に必要な調査（以下「山地災害危険地区等の調査」という。）を含む。

【採択基準】

次の１から３までのいずれかに該当するものとする。

1　１級河川上流で行うもの
2　２級河川上流で行うもの
3　その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの（集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に判定されており（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価である又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路に被害を及ぼすおそれのあるもの並びに山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地又は２以上の山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流に位置する山地において実施するものを除く。）かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）
（1）　市街地又は集落（人家10戸以上）の保護
（2）　主要公共施設の保護
（3）　農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護
（4）　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

【工事規模】

１施行箇所の事業費（括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費）

ア　年度計画　山腹：800万円以上（1,000万円以上）
　　渓流：1,500万円以上（1,700万円以上）

法枠等既存施設が施工された区域において、津波避難機能施設の整備に限って実施する場合：200万円以上
山地災害危険地区等の調査：200万円以上

イ　全体計画　山腹：2,500万円以上（3,000万円以上）
　　渓流：4,500万円以上（5,000万円以上）

（新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する場合は上記の1/2）
※新設のみの計画と比較してコスト縮減が図られるものに限る

【補助率】

【通常】内地・北海道・離島１/２、沖縄９/１０、奄美２/３
【火山】内地・北海道・離島5.5/１０、沖縄９/１０

【近年における事業実施箇所（例）】

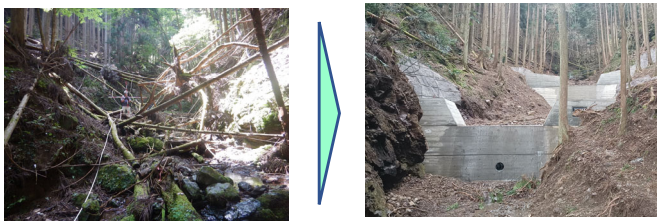

和歌山県かつらぎ町

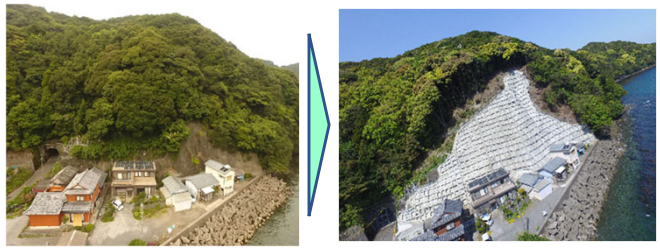

大分県佐伯市

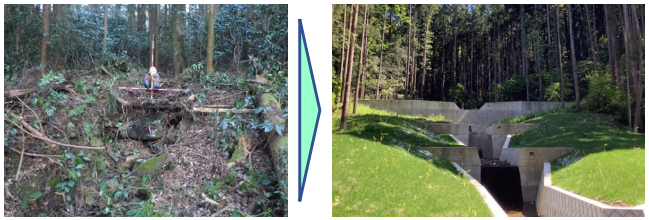

茨城県笠間市

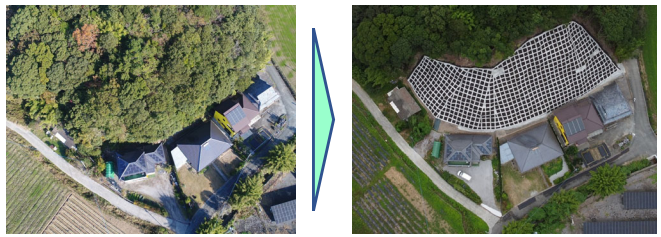

熊本県天草市

緊急防災減災対策総合治山事業

Ｒ８当初拡充

■事業内容

荒廃危険地等が集中している地域や火山地域において実施する総合的な治山対策（治山施設の新設と併せて実施する機能強化・老朽化対策に係るものを含む。）、津波避難機能施設の整備、地震又は火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において実施する緊急的な減災対策

【採択要件】

（通常対策タイプ）

大雨、地震、火山活動等に起因する山地災害を防止し、地域の生活環境基盤の整備に資するため、山腹崩壊対策、土石流・流木対策など総合的な対策を実施するものであって、次の１及び２の条件を全て満たすもの。

1　山地災害危険地区又はなだれ危険箇所若しくは火山地域が存する一定地域であって、人家25戸以上（離島、奄美群島、沖縄県にあっては人家10戸以上とし、人家戸数の計算に当たっては、当該地域に存する道路等の被害により孤立等が発生した場合に想定される間接被害戸数も含む。）の集落、主要公共施設、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの

2　全体計画の工事規模が7,000万円以上（離島及び奄美群島にあっては3,500万円以上）

（緊急減災対策タイプ）

通常対策タイプにおける１に該当する地域（ただし、次の４の条件を満たす場合にあっては、「人家25戸以上」を「人家10戸以上」と読み替えるものとする。）であり、次の１から４までのいずれかの条件を満たし、山地災害発生リスクが高まった地域において、次期降雨等によって発生するおそれのある土石流、火山泥流、流木災害等からの被害を防止・軽減するため、緊急的に実施する崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査、既存治山施設及び渓流内に異常堆積している土砂・流木等の除去、渓流危険木の伐採・除去等やこれらと併せて監視・観測機器、土石流センサーの設置、応急対策資材の配備・備蓄等を実施するものであって、かつ、5の条件を満たすもの。

1　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき指定された激甚災害により被災した地域（「激甚災害緊急減災対策」の対象箇所を除く）

2　震度５弱以上の地震の観測

3　噴火警戒レベル２以上

4　森林が焼失した地域及びその下流域

5　年度計画の工事規模が500万円以上のもの

【工事規模】

（通常対策タイプ）

全体計画：7,000万円以上

（離島、奄美群島　3,500万円以上）

（新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する場合は上記の1/2）※新設のみの計画と比較してコスト縮減が図られるものに限る

（緊急減災対策タイプ）

年度計画：　500万円以上

【国費率】

【通常】

内地・北海道・離島１/２、

沖縄９/１０、奄美２/３

【火山】

内地・北海道・離島5.5/10、

沖縄９/１０

【事業実施のイメージ】

（通常対策タイプ）

集落等が密集する地域における治山対策

（緊急減災対策タイプ）

機能強化・老朽化対策事業

■事業内容

既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う機能強化対策（機能強化対策又は老朽化対策に必要な点検診断（以下、「点検診断」）、機能強化対策又は老朽化対策に必要な概成した地すべり事業地において行う地下水位変化等の調査（以下、「地下水位変化等の調査」）、及び老朽化対策（点検診断、地下水位変化等の調査を含む。）

【採択基準】

次の１から３までの全ての条件を満たすもの。（老朽化対策のみを実施する場合にあっては、１及び9の条件を満たすもの。）

1　個別施設計画が策定されている治山施設であること

2　山地災害危険地区等に判定されており（ただし、次の（1）及び（2）を除く。）、人家等10戸以上の集落又は主要公共施設に直接被害を与えるおそれのあるもの

（1）山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度「a2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路に被害を及ぼすおそれのあるもの

（2）激甚災害法※に基づき指定された激甚災害に対して行う災害関連緊急治山事業又は災害関連緊急地すべり防止事業若しくは治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域であるもの

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

3　全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの（山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。）

9　次の（1）から（3）までのいずれかに該当、かつ（4）に該当するものとする。

（1）１級河川上流で行うもの

（2）２級河川上流で行うもの

（3）その他の河川又は地区で行うものであって、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア　市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

イ　主要公共施設の保護

ウ　農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護工災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

エ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

（4）年度計画の工事規模が200万円以上のもの（点検診断又は地下水変化等の調査のみで上記工事規模を満たす場合も含む。）

※4-8は、付帯的対策（流木防止総合対策、里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策、激甚災害緊急減災対策）の要件であるため、実施要領を参照のこと。

【工事規模】

全体計画：1,500万円以上

老朽化対策のみを実施する場合　年度計画：200万円以上

【補助率】

【通常】内地・北海道・離島１/２、沖縄９/１０、奄美２/３

【火山】内地・北海道・離島5.5/１０、沖縄　９/１０

【近年における事業実施箇所（例）】

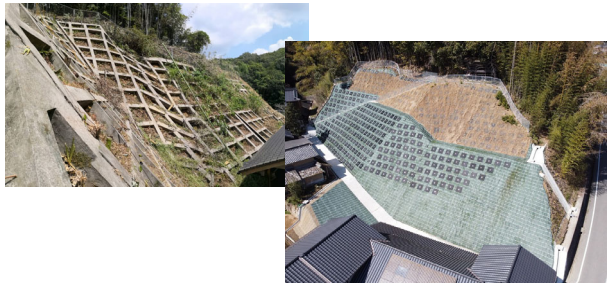

広島県尾道市

新潟県新潟市

森林土木効率化等技術開発事業

■事業内容

水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防に係るものであって、地域の自然的・社会的実態に即した省力機械化工法、自然環境の保全に留意した工法、建設費縮減を図る工法、新技術を活用した工法、木材利用の拡大を図る工法等の開発普及を図るモデル事業

【採択基準】

「民有林補助治山事業実施要領」に定める復旧治山事業の採択基準を満たす地域で、全体計画の工事規模が３億５千万円以上のもの

（参考に復旧治山事業の採択基準）

山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃渓流、はげ山及び地隙（以下「崩壊地等」という。）の復旧整備を行うものであって、次の（1）及び（2）に該当するものであること

（1） 崩壊地等が次のアからウまでのいずれかに該当するものであること

ア　荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により現に下流に被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものであって、流域保全上重要なもの

イ　活断層周辺又は沿岸部の山地における崩壊地であって、地震又は津波により著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

ウ　公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの

（2） 次のアからウまでのいずれかに該当するものであること

ア　１級河川上流で行うもの

イ　２級河川上流で行うもの

ウ　その他の河川又は地区で行うものであって、崩壊地等が次の（ア）から（エ）までのいずれかに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの（次の（ア）に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）

（ア） 市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。）

（イ） 主要公共施設

（ウ） 農地、ため池、用排水施設、漁場等

（エ） 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

【工事規模】

全体計画：３億５千万円以上

【補助率】

【通常】
内地・北海道・離島１/２、沖縄９/１０、奄美２/３
【火山】
内地・北海道・離島5.5/１０、沖縄９/１０

【事業実施のイメージ】

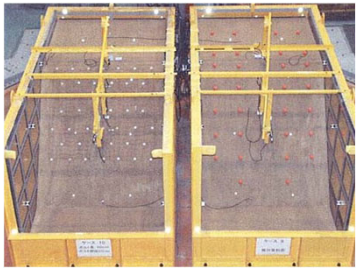

模型を用いた実験

施工の様子

施工後

林地荒廃防止事業

Ｒ８当初拡充

■事業内容

激甚災害法※１に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特土法※２に規定する特殊土壌地帯、豪雪地帯対策特別措置法※３に基づき指定された特別豪雪地帯、又は地震若しくは火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において、風倒木・流木等に起因する山地災害を未然に防止するために行う山地災害危険地対策

※１：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
※２：特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）、※３：豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）

【採択基準】

激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特土法に規定する特殊土壌地帯、特別豪雪地帯のうち災害関連緊急治山事業若しくは災害関連緊急地すべり防止事業又は治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域、震度５弱以上の地震を観測した地域又は噴火警戒レベルが２以上の地域において、天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は風倒木・流木等が発生している山地等であって、民生安定上放置しがたいもので、次の１から４までのいずれかに該当するもの。（集落の保護に係るものについては、山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）ただし、津波避難機能施設の整備については、予防治山事業に準ずる。

1　人家５戸以上の保護
2　主要公共施設の保護
3　農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護
4　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

【工事規模】

１施行箇所の事業費
（括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費）
年度計画：400万円以上
（600万円以上）
（新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する場合は上記の1/2）※新設のみの計画と比較してコスト縮減が図られるものに限る

【補助率】

【通常】
内地・北海道・離島１/２、
沖縄９/１０、奄美２/３
【火山】
内地・北海道・離島5.5/１０、
沖縄９/１０

【近年における事業実施箇所（例）】

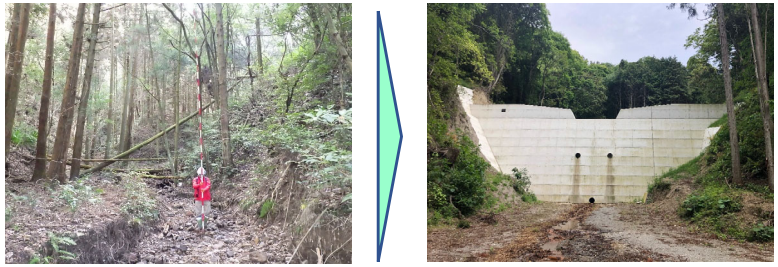

愛媛県伊予市

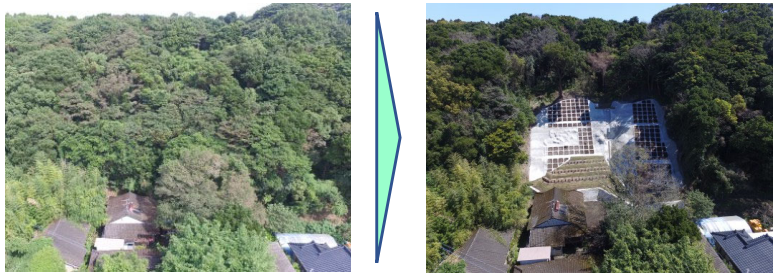

鹿児島県指宿市

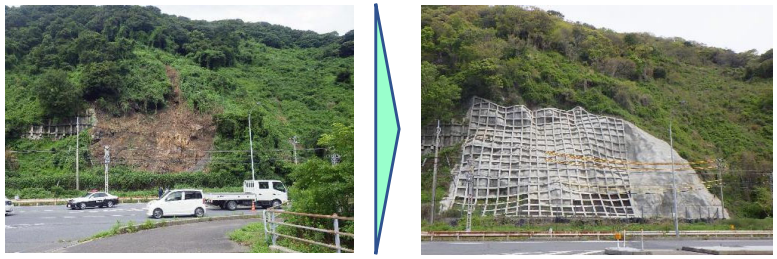

山口県下松市

京都府亀岡市

共生保安林整備事業

■事業内容

生活環境保全林整備：市街地等の周辺に存する保安林（ア）※の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備
自然環境保全治山　：自然環境が優れた地域等において、景観、生態系等に配慮した工法や森林整備等により、森林の国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図る
環境防災林整備　　：市街地若しくは集落又は主要公共施設の周辺に存する保安林（ア）※の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するための森林の造成改良整備

【採択基準】

※【対象となる保安林】（ア、イともに保安林の指定が確実なものを含む）
ア　森林法第25条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林
イ　森林法第25条第１項第10号又は第11号に掲げる目的を達成するための保安林

【生活環境保全林整備】
対象箇所は、次のいずれかに該当するもの

1　次の各号の全ての条件を満たす地域
（1）　ア及びイの保安林である地域で実施するもの
（2）　森林の有する多目的な機能を高度に発揮させるための森林整備等を総合的に実施する必要のあるもの
（3）　地方公共団体において当該事業の用地が確保されるもの
（4）　１箇所当たりの面積がおおむね３ha以上であるもの
2　生活環境を保全・形成のための森林の造成改良整備を併せて実施した治山工事の施行地（これと一体的に整備する地域を含む。）であって、次の各号の全ての条件を満たすもの
（1）　上記の１の(1)及び(2)の条件を満たし、荒廃地等の復旧整備、森林整備等を必要とするもの
（2）　年度計画の工事規模が1,500万円以上のもの

【自然環境保全林整備】
対象箇所は、次のいずれかに該当するもの

1　次のいずれかに該当する地域であって、天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃渓流及び天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地等のうち、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所であって、景観、生態系等に配慮した工法等により整備する必要があり、全体計画の工事規模が２億５千万円以上のもの
（1）　自然公園、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域並びにその周辺地域
（2）　原生自然環境保全地域又は史跡名勝天然記念物の周辺地域
2　次の全ての条件を満たす地域
（1）　治山機能が高く、自然環境の保全の見地からの効用発揮が期待されるものであって、ア及びイの保安林で実施するもの
（2）　自然環境の保全のための効果が大きく、かつ、その効果が広域にわたるものであって緊急に整備を必要とするもの
（3）　１箇所当たりの面積がおおむね20ha以上であるもの
3　自然環境保全機能等の高度発揮を図るための森林の造成改良整備を併せて実施した治山工事の施行地（これと一体的に整備する地域を含む。）であって、次の各号の全ての条件を満たすもの
（1）　上記１（事業規模の条件を除く。）又は２の(1)及び(2)の条件を満たし、荒廃地等の復旧整備、森林整備等を必要とするもの
（2）　年度計画の工事規模が1,500万円以上のもの

【環境防災林整備】
次の各号の全ての条件を満たすもの

1　アの保安林で実施するもの
2　森林の防災機能と環境保全機能の両方の機能を高度に発揮する必要があるもの
3　市街地若しくは集落（人家10戸以上）、主要公共施設又は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの

【工事規模】

【生活環境保全林整備】
（対象箇所２の場合）年度計画：1,500万円以上
【自然環境保全林整備】
（対象箇所１の場合）全体計画：２億５千万円以上
（対象箇所３の場合）年度計画：1,500万円以上

【補助率】

内地・北海道・離島１/２、沖縄１/２、奄美１/２

【近年における事業実施箇所（例）】

愛知県瀬戸市

群馬県甘楽郡

保安林管理道整備事業

■事業内容
治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持管理に資するために行う保安林管理道の開設・改良

【採択基準】

対象地域は、次の(1)から(4)のいずれかに該当するものとする。

（1） 緊急防災減災対策総合治山の事業対象区域
（事業対象地域の周辺の荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効率的に行う必要のある地域を含む。）

（2） 荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効率的に行う必要のある山地治山総合対策事業の重点実施地域で、次の条件の全てを満たすもの
ア 事業対象地域の面積がおおむね50ha以上のもの
イ 当該地域の森林面積のおおむね50%以上が森林法第25条第１項第１号から第７号までの保安林に指定されているか、又は指定されることが確実なもの
ウ 全体計画の工事規模が5,000万円以上のもの

（3） 林況が粗悪で、伐採することにより土砂の崩壊・流出をまねくおそれがある森林又は成林が困難となるおそれのある森林であって、山地災害の防止、水源涵養等の見地から、適正な維持、管理を必要とする施業規制保安林の存する地域で次の全ての条件を満たすもの
ア 事業対象地域の面積がおおむね50ha以上のもの
イ 当該地域の森林面積のおおむね50%以上が皆伐施業が許されていない森林法第25条第1項第1号から第7号までの保安林に指定されているか又は指定されることが確実なもの
ウ 全体計画の工事規模が5,000万円以上のもの

（4） 過密化し、表土が流出する等水土保全機能が著しく低下した保安林であって、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるものを対象として保安林整備事業を実施する地域で次の条件の全てを満たすもの
ア 事業対象地域の面積がおおむね50ha以上のもの
イ 当該地域の森林面積のおおむね50%以上が森林法第25条第１項第１号から第７号までの保安林に指定されているか、又は指定されることが確実なもの
ウ 全体計画の工事規模が5,000万円以上のもの

【工事規模】

全体計画： 5,000万円以上

【補助率】

内地・北海道・離島１/２、沖縄９/１０、奄美２/３

【事業実施のイメージ】

漁場保全の森づくり事業

■事業内容
森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うもの

【採択基準】

（1） 次に掲げるア及びイを満たす漁場が対象であること。
　ア　磯焼け又は土砂の流出等による漁場環境の悪化がみられること
　イ　栄養塩類等の供給又は濁水の緩和等の効果が期待できること
（2） 次に掲げるア又はイのいずれかを満たす実施箇所であること。
　ア　栄養塩類等の供給を目的とする場合にあっては、対象漁場が閉鎖的な湾又は入り江であって、それらの後背地における森林又は対象漁場へ流入する河川流域における森林
　イ　濁水の緩和等を目的とする場合にあっては、濁水又は土砂等が対象漁場に流入するおそれがある河川流域における森林

【対象事業】

保安施設事業であって、予防治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）、復旧治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）、流域保全総合治山事業、保安林総合改良事業及び防災林造成事業に準じて実施する事業

【補助率】

対象事業の補助率に準ずる

【近年における事業実施箇所（例）】

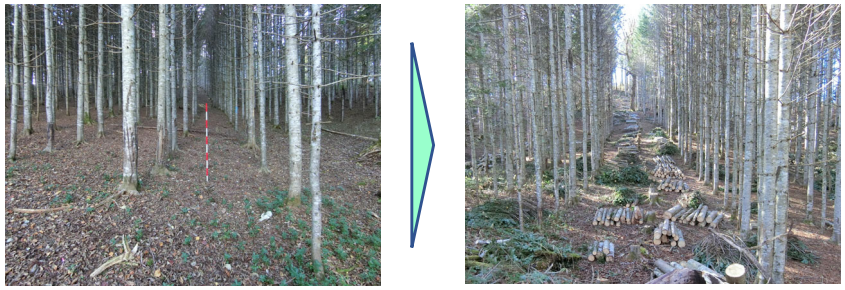

北海道夕張郡

長崎県諫早市

石川県金沢市

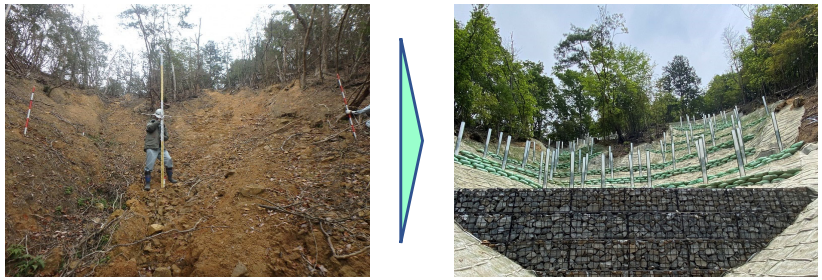

大阪府能勢町

主な災害復旧等事業

治山施設災害復旧事業

■事業内容
地方公共団体が施行管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業

【採択要件等】

災害復旧事業の対象となる林地荒廃防止施設には、負担法の適用を受けるものと、暫定法の適用を受けるものがある。

【負担法※1適用】（事業主体：都道府県）
法令（森林法又は地すべり等防止法）により、地方公共団体が施行し管理している林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設（負担法第３条、負担法施行令第１条第４号又は第５号）が被災した場合の復旧事業。
○採択要件　採択限度額：１箇所の工事の費用が120万円以上のもの
　　要件　　：異常な天然現象により生じた施設の災害

【暫定法※2適用】（事業主体：都道府県・市町村）
負担法の対象とならない林地荒廃防止施設が被災した場合の復旧事業（暫定法第２条第２項第1号）。具体的には、市町村営工事である林地崩壊防止事業や災害関連山地災害危険地区対策事業等で設置された施設が被災した場合の復旧事業。
○採択要件　採択限度額：１箇所の工事の費用が40万円以上のもの
　　要件　　：異常な天然現象により生じた施設の災害

※1：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
※2：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

次期出水期等に備えた応急仮工事の対象に地すべり防止施設を追加した。（令和７年12月より適用）

【事業主体】

負担法：都道府県
暫定法：都道府県・市町村

【工事規模】

○ １箇所の工事費
負担法：120万円以上
暫定法：40万円以上

【負担率・補助率】

○負担法：内地 2/3
北海道・離島・奄美・沖縄 4/5
※激甚災害による嵩上げ措置あり

○暫定法：6.5/10

【施行期間】

当該災害の発生した年の4月1日の属する会計年度以降おおむね3年以内

【事業実施のイメージ】

災害関連緊急治山事業

■事業内容

民有林等において、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に行う復旧整備に係る保安施設事業

【採択基準】

当該風水害、なだれ等により発生し、又は拡大した荒廃山地で、次期降雨等による荒廃の拡大若しくは土砂・土石、流木の流出により被害を与えるおそれがあると認められるもの、又はなだれが発生した箇所で、次期降雪期のなだれの発生により被害を与えるおそれがあると認められるもののうち、次の各号の一に該当するもの

(1)　重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの

(2)　公共の利害に密接な関係を有し、民政安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの

ア　鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第第150号。以下、「激甚法」という。）第２条第１項の規定により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）、利用区域面積500ha以上の林道、及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの

イ　官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの

ウ　農地、農道（関係面積10ha以上のもの）、ため池（貯水量３万m3以上のもの）又は用排水施設（関係面積100ha以上のもの）のいずれかに直接被害を与えると認められるもの（なだれに係るものを除く。）

エ　人家10戸以上に被害を与えると認められるもの（人家10戸未満であって当該地域に存する市町村道の被害を含め考慮し、それが人家10戸以上の被害に相当すると認められるものを含む。）

(3)　次の各号の一に該当するものは採択しない。

ア　１箇所の復旧事業費が、原則として600万円以下のもの

イ　森林法上の違反伐採に基因して発生し、又は拡大した荒廃山地等

ウ　鉱石、石材等の採取等による山地荒廃等で、当該鉱業権者等にその復旧の責の存するもの

エ　復旧事業費に比し経済効果が小なるもの

【事業主体】

都道府県

【工事規模】

○１箇所の復旧事業費
原則として600万円以上

【負担率】

内地・北海道・離島　2/3
奄美 8.5/10
沖縄 10/10

【事業実施のイメージ】

広島県呉市

愛媛県西予市

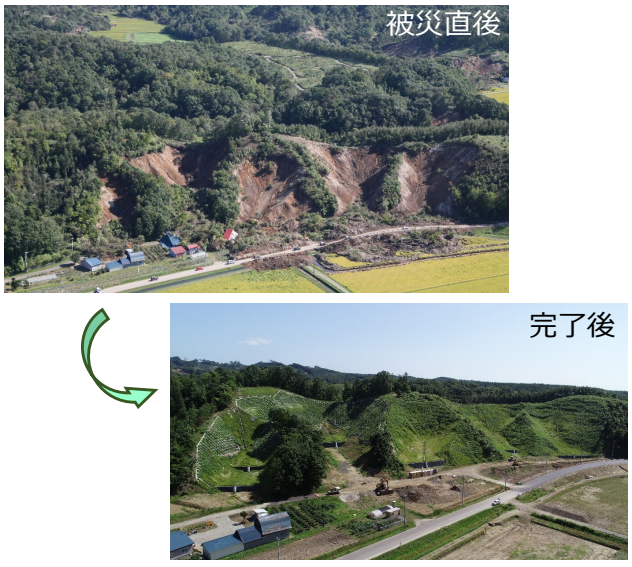

北海道勇払郡厚真町

災害関連緊急地すべり防止事業

■事業内容

地すべり等防止法第３条の規定により指定された林野庁所管に係る地すべり防止区域（当該年度内において地すべり防止区域の指定を行うことが確実な区域を含む。以下同じ。）内において、災害により新たに発生し、又は拡大した地すべり地につき、当該災害発生年に緊急に行う復旧整備に係る地すべり防止工事に関する事業

【採択基準】

都道府県知事が管理する地すべり防止区域内において、当該地すべり等により発生し、又は拡大した地すべり地で、次期降雨、地下水等による地すべりの拡大又は土砂・土石、流木の流出により被害を与えるおそれがあると認められるもののうち、次の各号の一に該当するもの

(1) 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの

(2) 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの

ア 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流の１級河川又は２級河川に被害を与えると認められるもの

イ 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚法第２条第１項の規定により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）、利用区域面積500ha以上の林道及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの

ウ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの

エ 農地(10ha以上のもの（農地５ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。））、農道（関係面積10ha以上のもの）、ため池（貯水量３万m3以上のもの）又は用排水施設（関係面積100ha以上のもの）のいずれかに直接被害を与えると認められるもの

オ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの（人家10戸未満であって当該地域に存する市町村道の被害を含め考慮し、それが人家10戸以上の被害に相当すると認められるものを含む。）

(3) 次の各号の一に該当するものは採択しない。

ア １箇所の復旧事業費が、原則として600万円以下のもの

イ 地すべり等防止法上の違反行為に基因して発生し、又は拡大した地すべり地等

ウ 鉱石、石材等の採取等による山地荒廃等で、当該鉱業権者等にその復旧の責が存するもの

エ 復旧事業費に比し経済効果が小なるもの

【事業主体】

都道府県

【工事規模】

○１箇所の復旧事業費
原則として600万円以上

【負担率】

【渓流】
内地・北海道・離島 2/3
奄美・沖縄 8/10

【山腹】
内地・北海道・離島・奄美 1/2
沖縄 6/10

【事業実施のイメージ】

大分県中津市

新潟県上越市

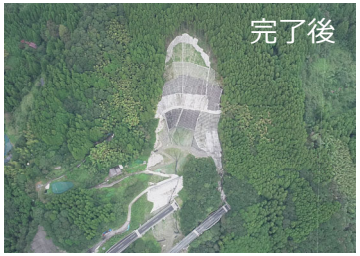

高知県長岡郡大豊町

林地崩壊防止事業

■事業内容

激甚法により激甚災害として指定され、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を防止するための事業で、国が関係都道府県に補助を行い市町村が実施する事業

【採択基準】

市町村単位に、次のすべての条件を備えること。

(1) 激甚災害（激甚法の規定により指定されること。）により林地崩壊が発生し又は拡大したもの
(2) 人家２戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの
(3) １箇所の事業費が200万円以上であること
(4) 同一市町村で、その事業費の合計額が300万円を超える又は前年度の標準税収入額の10%以上のもの
(5) 都道府県が市町村に事業費の１/２を下らない率で補助すること

【事業主体】

市町村

【工事規模】

○１箇所の事業費
200万円以上

○事業費の合計額
同一市町村で300万円を超える又は前年度の標準税収入額の10%以上

【補助率】

事業費の１/２以内

【施行期間】

当該災害の発生した年の4月1日の属する会計年度以降おおむね3年以内

【事業実施のイメージ】

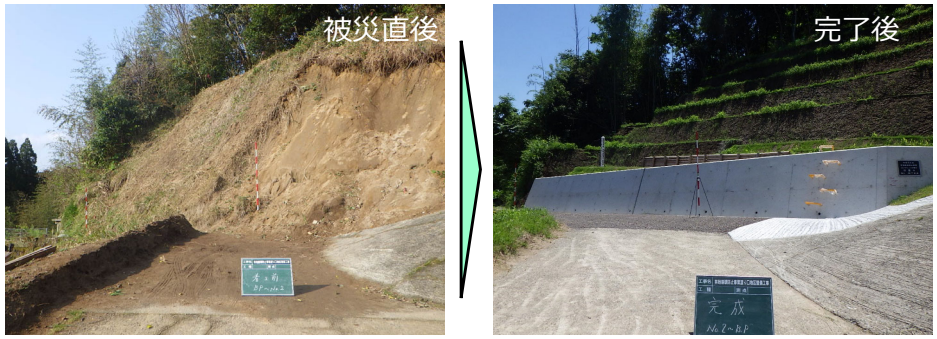

鹿児島県日置市

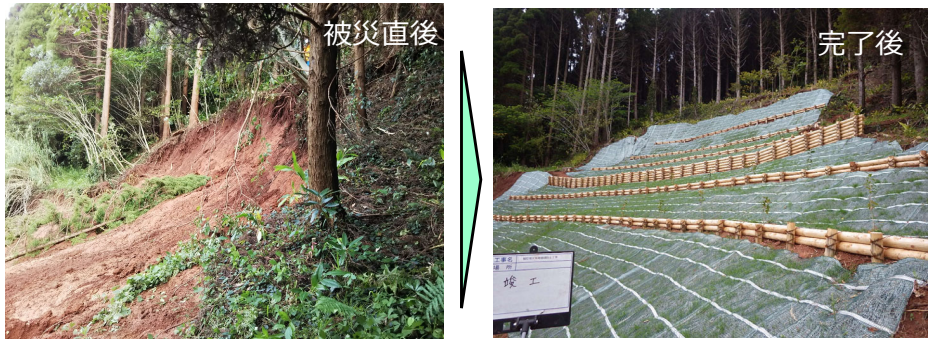

長崎県五島市

長崎県佐世保市